

○社会福祉法人奴奈川福社会役員等報酬規程

【平成12年5月25日制定】

改正 平成 13 年 8 月 22 日 | 平成 29 年 3 月 29 日
平成 17 年 3 月 17 日 |
平成 28 年 12 月 8 日 |

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人奴奈川福社会役員等の報酬及びその支給方法を定めることを目的とする。

(報酬額)

第 2 条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

理事長	月 額	32,500 円
理事	〃	6,700 円
専務理事	〃	2,000 円
常務理事	〃	1,000 円
監事	〃	6,700 円
評議員	日 額	6,000 円
評議員選任・解任委員	日 額	6,000 円

2 第 1 項のうち、役員等と職員を兼務している者については役員報酬を支払わないものとする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬は、月割計算により支給し、退任の場合は、その月の分まで月割計算により支給する。ただし、日額報酬については招集日支給のみとする。

2 報酬は、毎年 10 月末までに 2 分の 1 相当額を、残額については 3 月末日までに支給する。

3 日額報酬は招集日に支給する。ただし、欠席された場合については支給しない。

(報酬の支給免除)

第 4 条 施設長である理事並びに評議員については支給しないものとする。ただし、専務理事、常務理事については支給するものとする。

(その他)

第 5 条 この規程によるほか、必要な事項については理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 13 年 8 月 22 日）

この規程は、平成 13 年 9 月 28 日より施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 17 日）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 8 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

ただし、評議員選任・解任委員の報酬については、平成 28 年 12 月 8 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。